

長崎市恐竜博物館ファンクラブ会員規約

第1条（適用範囲）

本規約に定める条項は、長崎市恐竜博物館（以下、当館という。）が運営するファンクラブ（以下、NCDMファンクラブという。）の会員（以下、会員という。）に適用されるものとします。

第2条（目的）

NCDMは、当館のファンクラブ展示物やイベントを通じて、恐竜を中心とした古生物をより深く知っていただくこと、また、ファン同士のコミュニティを形成し、そのコミュニティによって恐竜博物館の魅力を発信していただくことを目的とします。

第3条（入会手続き）

NCDMファンクラブに入会を希望する方は、本規約に同意の上、当館所定の手続きにより入会申し込みを行い、当館が入会を認め、本規約に定める年会費を納めた方を会員とします。

第4条（有効期間）

会員資格の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

令和5年度のみ、入会日（令和5年7月15日以降）より令和6年3月31日までとします。

なお、年度途中に入会の場合も、有効期間は毎年3月31日までとします。

また、次年度も入会を希望する場合は、有効期間満了日までに次年度の年会費を当館所定の方法にて納めるものとします。

第5条（年会費）

年会費は以下のとおりとし、会員は、現金払い（当館受付）または当館指定口座への振込みまたはオンラインクレジット決済にて年会費を納めるものとします。なお、支払に伴い振込手数料等が発生した場合は、会員の負担とします。

令和5年度（令和5年7月15日から令和6年3月31日まで）の年会費は以下のとおりとします。

- (1)高校生以上 年会費 3,500 円（消費税込）
- (2)中学生以下 年会費 2,000 円（消費税込）

令和6年度以降（毎年4月1日から翌年3月31日まで）の年会費は以下のとおりとします。

- (1)高校生以上 年会費 5,000 円（消費税込）
- (2)中学生以下 年会費 3,000 円（消費税込）

なお、年度途中に入会の場合、原則として年会費の月割りはございません。

当館は、会員の退会、会員資格の取り消し、その理由如何を問わず、会員がすでに納めた会費については、これを返却しないものとします。

第6条（会員証）

会員には会員証を発行します。会員証は会員本人のみが利用できます。本人以外に貸与や譲渡はできません。また、会員証の管理は会員自身が責任を持って行うものとし、管理を怠った場合に発生した損害について、当館は一切責任を負いません。なお、会員証を紛失した場合、原則として再発行しません。

会員の特典は、次の通りとし、会員特典の利用に際して、当館が求めた場合には、会員は会員証を提示します。

【特典】

- (1) 企画展(各1回)へご招待（原則 年2回開催）
- (2) 企画展の内覧会へご招待
- (3) 募集型イベントへの優先案内
- (4) 会員限定のイベントへご招待（例：ナイトツアー、収蔵庫ツアー）
- (5) SNS/Google Mapへの写真投稿でクーポンプレゼント*（1回まで）

*時期によってクーポンの種類は異なります。

※(1)～(4) 入会日よりご招待できる回数は異なります。

※常設展示施設の観覧料は含まれません。

第7条（変更手続き）

会員は、届け出た氏名・住所等に変更が生じた場合は、すみやかに当館まで届け出ます。なお、変更の届出がないために生じた不利益について、当館はその責任を負いません。

第8条（退会）

会員は、会員期間中 随時 当館所定の手続きをもって、退会することができます。ただし、会員都合により退会する場合、年会費の払い戻しはいたしません。

第9条（会員資格の譲渡等の禁止）

会員は、会員資格を譲渡又は貸与することはできません。

第10条（会員資格の喪失）

次の場合は、当館は事前に通知することなく、直ちに当該会員の資格を停止し、又はこれを取り消すことができます。なお、これにより、当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、当館は一切責任を負いません。

- (1) 入会時に虚偽の申告があったとき
- (2) 公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為を行ったとき
- (3) 他の会員又は第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益を与える行為を行ったとき
- (4) 本規約に違反したとき
- (5) 会員が暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力に該当したとき
- (6) その他、会員として不適切であると当館が認めたとき

第 11 条（個人情報の取り扱い）

会員は、以下に示す利用目的のため、当館内で保護措置を講じた上で、個人情報を共有することに同意するものとします。

<利用目的>

- (1) NCDMファンクラブを運営するために必要な会員管理
- (2) NCDMファンクラブ会員情報の確認
- (3) 各種イベント参加時等でのお客様との連絡
- (4) より良い提供サービスの開発
- (5) 当館よりのお知らせ
- (6) その他、業務上必要な場合

第 12 条（個人情報の第三者提供）

当館は、以下に該当する場合を除き、会員の個人情報を第三者に提供しないものとします。

- (1) 会員の同意がある場合
- (2) 法令により開示が必要とされる場合
- (3) 人の生命・身体・財産その他の権利利益が害される恐れがあると判断された場合
- (4) その他の正当な理由がある場合

第 13 条（規約の変更）

当館は、NCDMファンクラブの運営上、本規約の変更を必要とする場合、会員の事前の承諾を得ることなく変更することができるものとします。なお、その変更は、公式ホームページ等で公表することとし、公表の際に定める期日から適用されるものとします。

第 14 条（NCDMファンクラブの内容の変更・終了）

当館は、会員の事前の承諾を得ることなく、NCDMファンクラブの内容を変更し、または終了することができます。

NCDMファンクラブを終了するときには、公式ホームページおよび会員に対して電子メールにて通知します。なお、終了以降の会員有効期間がある場合は、残りの会員期間（終了月も含む）に応じる年会費を月割り計算し、差額分を返金します。

付則

この規約は令和 5 年 7 月 15 日より施行します。